

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修会

## PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室

相談支援専門官 藤川 雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 本プログラムの目的と流れ

### 本プログラムを実施する目的

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。
- ② 相談支援従事者養成研修等や本研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。

⇒ **研修効果の向上を図る。**

### 本プログラムの流れ

- ① 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 都道府県研修の実施と本研修の活用方法について
- ③ 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について

## ・重要事項の説明①

本研修の位置付け・獲得目標・概要

ひと、くらし、みらいのために



## 本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和2年度）

開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムを受講生が体験する形で実施。  
平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するための内容に重点を移して実施。

平成21年度～	研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入
平成26年度 ～平成28年度	都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施
平成29年度～	厚生労働科学研究により開発中の初任者及び現任研修の新たなカリキュラムの一部伝達研修、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	厚生労働科学研究により開発された初任者及び現任研修のカリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。
令和元年度	各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムについて、講義実施上のポイントの伝達に重点を置いて実施。 ※指導者養成研修を補完するものとして、演習の企画立案に資するための会議を別途実施。
令和2年度	令和元年度に引き続き、各都道府県による新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時期を年度末に変更し、そのため当該年度研修の振り返り及び次年度研修に向けた課題整理に主眼を置いた。 ※またすべてのプログラムをオンラインにより実施。

オンライン開催

# 令和3年度研修の位置付け・獲得目標

## 前提

- ・ 初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。（令和2年度以降、新カリキュラムでの実施は必須）
- ・ 主任研修について国の直接養成を終了（平成30年度にて）、都道府県での養成を開始
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響
- ・ 一部地域において中止・延期をした研修が一部発生。
- ・ 講義の遠隔化、演習の小規模分散化を基本とする研修へ移行。

## 今年度研修

- ・ 各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。
- ・ ①新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的な実施方法  
改定内容の反映や研修の実施に際し、特に留意すべきポイントを再確認する。  
【ケアマネジメント基礎コース、地域づくりコース】
- ・ ②人材育成体系構築のための情報提供、情報交換 【人材育成コース、自治体職員コース】
- ・ ③最新の政策動向に関する情報提供 【15日に実施する講義】

5

# 令和3年度相談支援従事者指導者養成研修の構成

Zoomによるオンライン開催

内容									
1日目 (9/15)	<p><b>PG02-09 講義</b> 施策等の最新の動向（現状・今後の方向性 ⇒地域で取り組むこと等を確認）</p>								
	<p><b>PG10-11 都道府県単位でのグループ演習と全体共有</b> 前段の講義を受け、①都道府県や市区町村で検討する必要があること・取り組むこと、 ②都道府県研修での取扱い方 について協議</p>								
2日目 (9/16)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ケアマネジメント基礎</th> <th>地域づくり</th> <th>人材育成</th> <th>自治体職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）の研修での取扱いについて【主に初任者研修】</td> <td>地域を基盤としたソーシャルワーク（メゾ～マクロレベルのケアマネジメント）の研修での取扱いについて【主に主任(現任)研修】</td> <td>実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について【主に実地教育と実習】</td> <td>9/16はなし</td> </tr> </tbody> </table>	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員	ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）の研修での取扱いについて【主に初任者研修】	地域を基盤としたソーシャルワーク（メゾ～マクロレベルのケアマネジメント）の研修での取扱いについて【主に主任(現任)研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について【主に実地教育と実習】	9/16はなし
	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員					
ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）の研修での取扱いについて【主に初任者研修】	地域を基盤としたソーシャルワーク（メゾ～マクロレベルのケアマネジメント）の研修での取扱いについて【主に主任(現任)研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について【主に実地教育と実習】	9/16はなし						
3日目 (9/17)	<p><b>PG15-16 都道府県単位でのグループ演習と全体共有</b> 各コース毎の研修PGを受け、①同一都道府県の受講生間での共有を図り、 ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議</p>								
	<p><b>今年度の振り返りと次年度のより効果的な研修等の実施に向けて</b> 【主に実践報告や情報交換等を予定】</p>								

6



## 【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

### 【1】運営等の課題

- 日程・会場の確保、日程の振り分け
- 定員の想定、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し

### 【2】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
- 各研修での講義・演習の展開方法
- 実習の展開方法
- OJTの展開方法
- 新カリキュラムでの実施に向けた準備(協議)方法
- リーダー不在
- 講義講師、演習講師(ファシリテータ)の不足
- 演習講師(ファシリテータ)の養成、研修内容の伝達

## ・重要事項の説明②

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について



# 本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

## 研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。
  - ① **出典を示す**こと。
  - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示**すること。
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。  
※個別の提供交渉は慎むこと。

## 映像について

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。
  - ・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- 演習等の記録映像を含め、**今年度内視聴可**（予定）。
- **映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

## 留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
  - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。
  - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。
  - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。
- ⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- ⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

# 都道府県での企画立案、検討に資する素材

## ① 告示・標準カリキュラム【初任・現任・主任】

研修の獲得目標、科目構成、取り扱う項目を示したもの。

H28-29厚労科研にて開発、質の向上検討会で再検討

## ④ 令和元年度主任相談支援専門員養成研修会資料（国の直接養成に際して使用したもの）

●事業委託先Webサイト  
日本障害者リハビリテーション協会  
[https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/syunin\\_soudan.html](https://www.normanet.ne.jp/~ww100006/syunin_soudan.html)

## ② 相談支援従事者研修ガイドライン【初任・現任】

今後、質の向上検討会2Rの内容を反映させる改訂を予定

- 第1章 はじめに（本ガイドラインの目的・活用法）
- 第2章 相談支援専門員とは（目的・業務・コンピテンシー）
- 第3章 人材育成体系の必要性（研修および実地教育の必要性）
- 第4章 研修を実施するための体制整備
- 第5章 科目別ガイドライン（初任・現任）

研修および人材育成実施の方法、留意点をガイドライン化したもの

## ③ 受講生向け研修教材

講義・演習配布資料(PowerPoint)  
演習事例、ワークシート  
実習課題

## ④ 講師向け資料 ガイドライン以外

演習進行表  
演習、実習記載例  
演習実施用PowerPoint  
講義サンプルDVD

<http://www.ssa-b.com/h30guideline.html>

H30 障害者総合福祉推進事業により開発

## ⑤ 相談支援従事者指導者養成研修資料

## ⑥ 相談支援従事者指導者養成研修講義動画

国立障害者リハビリテーションセンター学院  
Webサイトに過去数年間のデータを掲載  
<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/index.html>

●前ページの説明を含め、それぞれの配布元の定めるルールとマナーを守って利活用してください。

## ・重要事項の説明③

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

### 前提

○ 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。

○ 研修の修了には、告示に示す方法（講義、演習、実習）、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。 →

○ **新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。**

※ 研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

● 参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

### 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

#### ○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

##### ① 講義の遠隔化（オンライン化）

##### ② 演習の小規模化・分散化

・ 業務実施地域（障害保健福祉圏域・市町村）に近いところでの、その地域を単位とした実施。

・ 対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

##### ③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

・ 感染拡大の状況を踏まえ判断すること。

・ 感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

※ 感染症対策の実際については現在、対応策が随時更新されている状況のため、本研修では扱わない。

#### 【参考】

● 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

● 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

## 参考資料

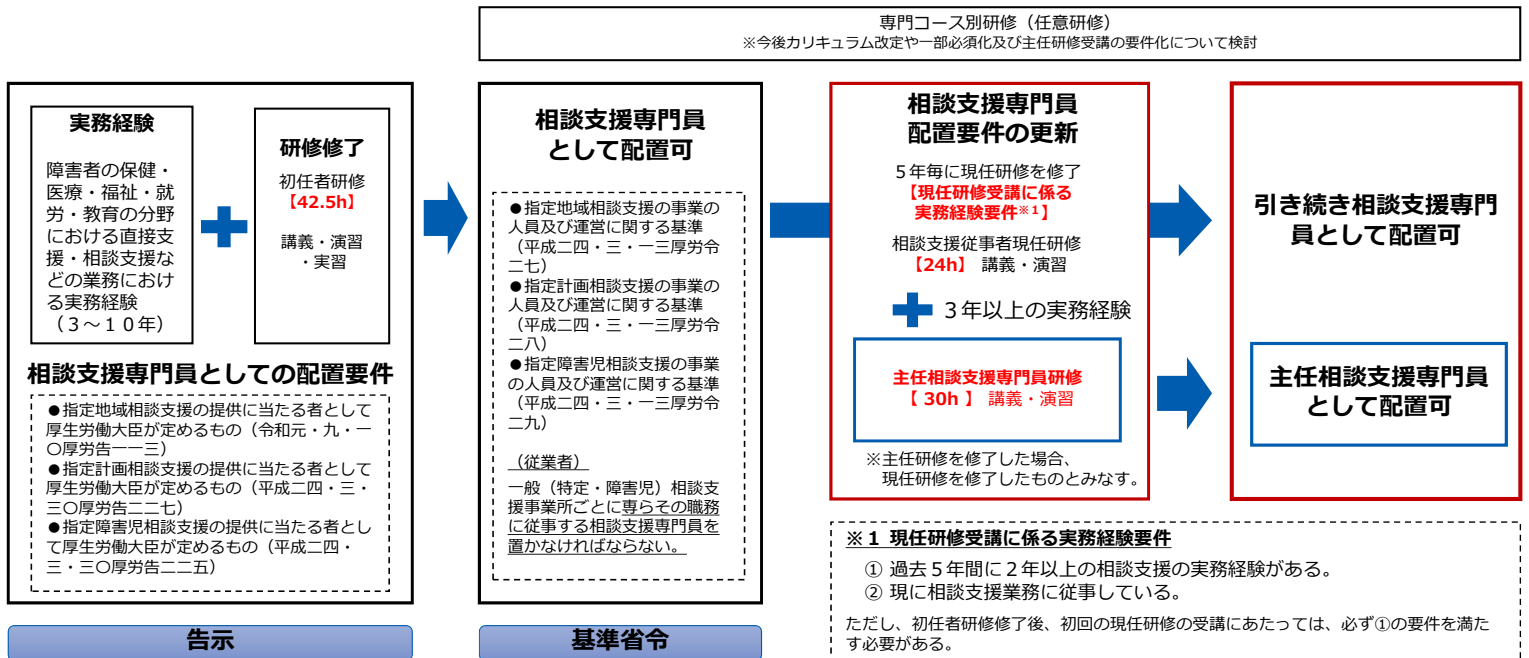
### 相談支援専門員と養成制度

ひと、くらし、みらいのために



## 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**





# 初任者研修の構造

## 告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

### 通知

相談支援従事者研修事業の実施について  
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱  
以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
		相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
2日目	法制度	相談支援に必要な技術(1時間)
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
	技法の実際	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
	実習	談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的な理解)(12時間)
5日目	講義演習	実習ガイダンス(1時間)
		相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
	実習	地域資源に関する情報収集
6日目	講義演習	実践研究1(6時間)
		相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習実習2
	実習	実践研究2(4時間)
7日目	講義演習	実践研究3(6時間)
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

15

# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

### 通知

相談支援従事者研修事業の実施について  
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱  
以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
2日目	講義演習	実習(標準カリキュラム上は任意)
		個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
	実習(標準カリキュラム上は任意)	
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

16

# 主任研修の構造

## 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
  - ・各科目の振り返りシート
  - ・研修の振り返り

### 通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

(平成三一・三・二八 障発〇三二八の一)

#### ●相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

17

# 相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

## 告示・標準カリキュラムの見直し

- ・ 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- ・ 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- ・ 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

## 教育方法の見直し

- ・ 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
  - ・ 演習や実習のさらなる重視
  - ・ オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- ・ 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の定時）
- ・ 継続的な学びの必要性の強調
  - ・ 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
  - ・ 実地教育(OJT)との連動の導入
  - ・ スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
  - ・ 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

18

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し、指導的役割を担う人材の育成と適切な活用等の指摘
平成28年7月19日	・「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成30年度～令和元年度	・主任相談支援専門員養成研修会の開催（2ヶ年の国による直接養成）
平成30年3月22日	・主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）※準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年2月22日	・第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを公表
令和元年6月6日～	・相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年6月24日	・第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月	・告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。
令和2年度～	・初任者研修・現任研修新カリキュラムへ移行、都道府県等による主任養成本格開始。 ・相談支援従事者指導者養成研修※に主任研修の指導者養成の内容を取り込み4日間化。

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、オンデマンド配信講義とリアルタイムでのオンライン演習を実施。